

(抜粋)

○身体障害者更生援護施設の設備及び運営について

(平成一二年六月一三日)

(障第四六四号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」については、平成一二年三月三〇日に厚生省令第五四号として公布され、平成一二年四月一日から施行されたところであり、その制定趣旨等については、平成一二年三月三十一日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の施行について」により示したところであるが、この中で留意事項として、当該省令の制定は、一部を除き改正前の通知による取扱いを変更するものではないことを示したところである。

については、今後の身体障害者更生援護施設の整備及び運営に当たっては、当該省令において定める基準を遵守するとともに、本通知の別紙「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する指針」を参酌の上、身体障害者更生援護施設の適正かつ円滑な運営にご配慮願いたい。

(別紙)

第五章 身体障害者福祉センター

1 定義

身体障害者福祉センターは、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

2 設置経営主体

身体障害者福祉センターの設置主体及び経営主体は、原則として地方公共団体とする。ただし、経営を社会福祉法人等に委託できるものとする。

3 設置要件

- (1) 原則として、身体障害者福祉センターA型は都道府県及び指定都市単位に、身体障害者福祉センターB型及び在宅障害者デイサービス施設は地域の在宅の身体障害者数等を勘案し、設置するものとする。
- (2) 身体障害者福祉センターA型及び身体障害者福祉センターB型は、身体障害者の各種相談、講習、訓練、情報、文化、教養、スポーツ、レクリエーション等の便宜を供与するとともに、ボランティアの養成、住民の啓発等を総合的に行う施設であるが、その形態等についてはそれぞれの地域における身体障害者の実情等を十分に考慮して設置するものとする。
- (3) 障害者更生センターは、広域的利用施設として設置するものとする。

4 立地条件

- (1) 身体障害者福祉センター(障害者更生センターを除く。)は、地域における身体障害者の実情及びその利用上の便宜を十分考慮の上、効果的活用がなされる場所に設置するものとする。
- (2) 障害者更生センターは、環境、交通等の地理的条件、利用の将来性等を考慮し、障害者の効果的な利用が確保できると認められる景勝地、温泉地等に設置するものとする。

5 利用料

- (1) 身体障害者福祉センター(障害者更生センターを除く。)の利用料は、無料又は低額なものとする。
- (2) 障害者更生センターの利用料は、事業の趣旨に則り、適正かつ利用者の負担能力を考慮した低廉なものとする。

6 その他

特別の事情により、この指針によることができない場合には、当職あて協議することとする。

7 事業

- (1) 身体障害者福祉センターA型においては、おおむね次の事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供するものとする。

ア 身体障害者に対するサービス

(ア) 更生相談

身体障害者の更生のために必要な生活、医療、訓練、職業、住宅、結婚等に関する相談に応じ、適切な指導、助言を行うこと。

(イ) 訓練等の実施

身体障害者の社会活動への参加と自立を促進するために必要な点字、カナタイプ、手話、発声、義肢装着、機能回復等の訓練及び講習会を行うこと。

(ウ) スポーツ、レクリエーションの指導

身体障害者の健康の増進を図るため、スポーツ、レクリエーションについて必要な指導を行うこと。

イ ボランティアの養成

身体障害者の社会活動に必要な援助を行うための点訳、朗読、手話、介助等の奉仕員、スポーツ指導員等ボランティアの養成を行うこと。

ウ 身体障害者関係福祉団体に対する便宜の供与等

身体障害者関係福祉団体の運営について適切な助言、指導を行うとともに、各種会合等に必要な便宜を提供すること。

エ 身体障害者相談員、身体障害者更生援護施設職員等に対する研修等

管内の身体障害者相談員及び身体障害者更生援護施設並びに身体障害者福祉センターB型等の関係職員に対する研修等を行うこと。

オ その他

身体障害者の福祉の増進を図るため、必要に応じ身体障害者又は地域住民に対する啓発及び宿泊のための施設の運営等の事業を行うこと。

- (2) 身体障害者福祉センターB型においては、おおむね次の事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供するものとする。

ア 身体障害者デイサービス事業の実施

平成二年一二月二八日社更第二五五号厚生省社会局長通知に基づく身体障害者デイサービス事業を行うこと。

イ 身体障害者関係福祉団体に対する便宜の供与等

身体障害者関係福祉団体の運営について、適切な助言、指導を行うとともに各種会合等に必要な便宜を提供すること。

ウ その他

身体障害者の福祉の増進を図るため、必要に応じボランティア養成等のための事業を行うとともに、身体障害者又は地域住民に対する啓発等の事業を行うこと。

- (3) 在宅障害者デイサービス施設においては、平成二年一二月二八日社更第二五五号厚生省社会局長通知に基づく身体障害者デイサービス事業を行うものとする。

- (4) 障害者更生センターにおいては、障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深め、もって障害者の健康の増進と社会参加の促進を図るために必要な事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供するものとする。

なお、障害者更生センターの利用者は、障害者及びその家族又は付添人とする。ただし、宿泊利用定員等に余裕がある場合は、その他の者の利用を妨げないものとする。